

教育財産の用途廃止について

次のとおり教育財産の用途を廃止する。

2008年（平成20年）3月24日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 教育財産の内容

名 称 辻堂青少年会館

土地の所在地	土 地 (㎡)	建 物 (㎡)
藤沢市辻堂二丁目1706	201.41	250.93

名 称 少年の森

土地の所在地	土 地 (㎡)	筆 数	建 物 (㎡)
藤沢市打戻登2345	38,236.74	60	510.32

名 称 地域子供の家

番号	名 称	所 在 地	土 地 (㎡)	建 物 (㎡)
1	湘南台子供の家	湘南台四丁目20-7	401.40	161.70
2	片瀬子供の家	片瀬二丁目963-8	200.07	180.90
3	羽鳥子供の家	羽鳥四丁目3-16	0.00	156.02

4	中里子供の家	打戻古里1721	729.84	182.60
5	藤沢こどもの家	藤沢東横須賀535-5	270.68	165.62
6	鵜沼子供の家	本鵜沼四丁目3378 -1	466.00	156.02
7	村岡子供の家	弥勒寺二丁目3-6	0.00	156.02
8	大越子供の家	善行坂二丁目4684-1	0.00	156.02
9	大庭子供の家	大庭小ヶ谷5307-1	1000.13	201.90
10	六会子供の家	亀井野不動上548-6	953.61	156.02
11	長後子供の家	高倉中丸2195-8	0.00	189.00
12	鵜南子供の家	鵜沼海岸五丁目4371 -2	629.59	156.02
13	八松子供の家	辻堂元町一丁目2365 -1	981.24	156.02
14	本町子供の家	本町三丁目1708-2	0.00	159.56
15	秋葉台子供の家	遠藤向原3096-2	200.00	156.02
16	高谷子供の家	渡内三丁目561	0.00	163.47
17	俣野子供の家	亀井野浜沢3227 -3	533.46	162.86

2 用途廃止する理由

青少年課が市長部局へ移管するのに伴う教育財産の廃止

3 用途廃止する期日

教育長の定める日

提案理由

この議案を提出したのは、青少年課が教育委員会から市長部局へ移管するため、地方自治法第238条の2に基づき、行政財産の用途廃止を実施し、市長に引き継ぎをする必要による。

参 考

地方自治法抜粋

(公有財産に関する長の総合調整権)

第238条の2

- 3 普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、その管理に属する行政財産の用途を廃止したときは、直ちにこれを当該普通地方公共団体の長に引き継がなければならない。